

| 岡山県公報                                                        |         | 発行<br>岡山県 |  |
|--------------------------------------------------------------|---------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 目次                                                           |         | 担当課（室）    |                                                                                       |
| ○ 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則<br><br>【規則】<br><br>(県例規集登載) | 人事課     |           |                                                                                       |
| ○ 令和元年度自衛官第六次募集（自衛官候補生）<br><br>【告示】                          | 危機管理課   |           |                                                                                       |
| ○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定                                        | 水産課     |           |                                                                                       |
| 【公 告】                                                        |         |           |                                                                                       |
| ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請                                       | 県民生活交通課 |           |                                                                                       |
| ○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧道路の位置の指定                                 | 都市計画課   |           |                                                                                       |
| ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了                                      | 建築指導課   |           |                                                                                       |
| ○ 一般競争入札の実施                                                  | 警察本部会計課 |           |                                                                                       |
| ○ 落札者等の決定                                                    | 〃       |           |                                                                                       |
|                                                              |         | 目次        |                                                                                       |
|                                                              |         | 担当課（室）    |                                                                                       |

◎岡山県規則第五十六号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規定による」を削る。

第四条第四項中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「の各号」を削る。

第四条の二中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第五条（見出しを含む。）中「に規定する」を「の」に改める。

第六条第二項中「起算して一箇月以内」を、「同項又は同条第三項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同条第一項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

第七条第一項中「条例第十条第一項又は第三項の規定による退職手当（以下「を削り、」という。）は」を「は」に改め、同条第四項中「基本手当の支給を受けることができる日数（条例第十条第一項）を「基本手当の支給を受けることができる日数（同項）」に改める。

第十四条中「条例第十条第一項又は第三項」を「基本手当に相当する退職手当の」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当の」と、「基本手当に相当する退職手当は」と、「基本手当に相当する退職手当」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」と、「条例第十条第一項の」に改める。

第十五条中「条例第十条第一項又は第三項」を「基本手当に相当する退職手当の」とあるのは「特例一時金に相当する退職手当の」と、「基本手当に相当する退職手当は」と、「基本手当に相当する退職手当」とあるのは「特例一時金に相当する退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）は」と、「条例第十条第一項の」を「基本手当に相当する退職手当」とあるのは「特例一時金に相当する退職手当」と、「条例第十条第一項の」に改める。

様式第七号(裏)中「任命権者の記載心得」を

「3 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年岡山県規則第24号）第6条第2項に定める所定の期限までに公共職業安定所に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くこ

に改め、同様式（別紙）中

とができない日数を 1 年に加えた期間（最大限 4 年）となること。

任命権者の記載心得

|   |       |                                                           |                               |
|---|-------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------|
| □ | ----- | (5) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職 | を                             |
| □ | ----- | (6) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職 |                               |
| 」 |       |                                                           |                               |
| □ | ----- | (5) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職                       | に「(7)」を「(6)」に「(8)」を「(7)」に改める。 |
| 」 |       |                                                           |                               |

1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第六条第二項、第七条第一項、第十四条、第十五条及び様式第七号(裏)の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第四条の二第四号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条の二に規定する岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年岡山県条例第八号）第十条第一項の規則で定める者とみなす。

3 新規則第六条第二項の規定は、同項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日がこの規則の公布の日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日がこの規則の公布の日以前にある者からの申出については、なお従前の例による。

4 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 令和元年 10月18日 岡山県公報 第12136号

## ◎岡山県告示第四百五十三号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和元年度募集の要領は、次のとおりである。

令和元年十月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

### 二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

### 三 受付期間

令和元年十月二十五日から同年十二月五日まで

### 四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

### 五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

### 六 採用試験期日

令和元年十二月十五日

### 七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

### 八 採用予定時期

令和二年三月下旬から同年四月上旬までの間

### 九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二―七三三八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四―二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pc/o/okayama/>

◎岡山県告示第四百五十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和元年十月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 児島加入区

〔四〇六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和元年十月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和元年十月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩

三 代表者の氏名

田村 亮

四 主たる事務所の所在地

倉敷市中島一四六一番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、支援を必要とする障がい者が、障がいのある人の固有の尊厳を保持しつつ、地域で自律及び自立した生活を営んでいくために必要な福祉サービス事業を行うことで、社会福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

# 令和元年 10月18日 岡山県公報 第12136号

〔四〇七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年十月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画

## 二 都市計画の変更年月日

令和元年十月八日

## 三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、倉敷市建設局都市計画部都市計画課において縦覧に供する。

〔四〇八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年十月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 番<br>号              | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 | 道<br>路<br>の<br>位<br>置 | 道路の幅員<br>（メートル） | 道路の延長<br>（メートル） |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|
| 岡山県指令備中局<br>建第二〇二二号 | 令和元年十月九日              | 井原市下出部町二丁目一六番一五       | 五・五〇            | 二七・七七           |

# 令和元年 10月18日 岡山県公報 第12136号

〔四〇九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字出之向一四九―一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一八〇―一シャルマンフルール・IA一〇二号

平 哲

平 栄美子

三 許可番号

岡山県指令建指第一四二号

〔四一〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年十月十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

## 1 調達内容

### (1) 借入件名及び数量

交通管制センター中央装置機器等 一式

### (2) 借入物件の特質等

入札説明書及び借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

### (3) 借入期間

令和2年10月1日から令和8年2月28日まで

### (4) 借入場所

入札説明書による。

### (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年5月間借り受けるものとして算定したリース料総額の65分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和元年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第30号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 納入する機器について、岡山県警察本部交通部交通規制課長の確認を受けた者であること。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

令和元年12月2日（月） 午後4時

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年10月18日（金）から同年12月2日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1) の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ550グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和元年12月11日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和元年12月12日（木） 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和元年12月2日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他  
詳細は, 入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :  
Traffic Control Center Central device 1 set

(2) Lease period :  
From 1 October, 2020 through 28 February, 2026

(3) Delivery place :  
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :  
4:00 P.M. 11 December, 2019

(5) Contact point for the notice :  
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,  
Japan

Telephone :086-234-0110, Ext. 2216

# 令和元年 10月18日 岡山県公報 第12136号

〔四一〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年十月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 調達件名

携帯電話回線利用の拠点ネットワーク業務等使用する電気通信役務提供業務

## 二 契約期間

令和二年三月一日から令和六年二月二十九日まで

## 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

## 四 落札者を決定した日

令和元年八月二十九日

## 五 落札者の名称及び住所

株式会社NTTドコモ

東京都千代田区永田町二丁目一 一番一号

## 六 落札金額

二四、五八六、七六〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、二三五、一六〇円）

## 七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 八 入札公告日

令和元年七月五日